

---

# 第1章 和歌山県消費者教育推進計画の基本的な考え方

---

## 1 計画策定の趣旨

国においては、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的として、消費者庁と文部科学省が所管する「消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）」が平成24年12月に施行され、商品やサービスの選択、購入、使用、廃棄など消費者の消費行動を通じて、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」が定義付けられました。

また、平成25年6月には、消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、関連する他の消費者政策との連携に関する事項を定める「消費者教育の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」が閣議決定され、「消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力を身に付けることが重要であり、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者を育成することが喫緊の課題」とされています。

和歌山県（以下「県」という。）では、県の将来を展望した「めざす将来像」を県民に分かりやすく示すとともに、和歌山の元気の創造に向けて取り組んでいく施策の基本的方向を明らかにするため、「和歌山県長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）」を平成20年度に策定しています。長期総合計画には、将来像に向けた取組の一つとして、「消費生活における安全・安心の確保」を掲げ、県と市町村が積極的に連携しながら、各種施策に取り組んでいるところです。

このたび、県は、長期総合計画の内容を踏まえながら、「自立した消費者」の育成を目指し、推進法及び国の基本方針の内容を踏まえた消費者教育を、総合的かつ一体的に推進するため、「和歌山県消費者教育推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付けと計画期間

この計画は、県における消費者教育を体系的に推進していくために、推進法第10条第1項に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画として位置付け、「自立した消費者」を育成するための必要な内容、効果的な方法等、具体的な内容を示すものとします。

また、本計画は、長期総合計画の終了年度が平成29年度であることや、国の財政支援である地方消費者行政活性化基金の活用によって、新たに活性化事業に取り組むことが可能である最終年度が平成29年度までであることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの計画とします。

ただし、長期総合計画の見直しや社会経済情勢の変化、国の方針等の変更等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 3 推進体制及び進行管理

本計画を着実に推進するため、関係機関及び消費者団体等と円滑な連携を図るなど、体制の整備に努めます。また、和歌山県消費生活審議会や和歌山県消費者教育連絡協議会において施策の実施状況の検証及び評価を行い、適切に進行管理を行います。